

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃から、本府私学行政の推進にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

標記について、このたび、文部科学省において「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定が行われ、主な改定内容及びその留意事項等について、別添（写し）のとおり、令和5年3月17日付け4文科初第2507号にて文部科学省初等中等教育局長より通知がありました。

各私立学校園におかれましては、本通知をご確認いただき、教職員に周知いただくとともに、これらを踏まえた上で、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

【マスク着用の基本的な考え方】

- ・ 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ・ ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- ・ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- ・ 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、国通知の別添資料「『感染のリスクが比較的高い学習活動』の実施に当たっての感染症対策」を例として、一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。
- ・ 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- ・ また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

【添付資料】

- 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）
（令和5年3月17日付け教保第3514号（大阪府教育庁教育振興室長通知））
- 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）
（令和5年3月17日付け教保第3701号（大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長教育振興室保健体育課長通知））
- 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）
（令和5年3月17日付け4文科初第2507号（文部科学省初等中等教育局長通知））

（お問い合わせ先）

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

村岡、橋本（06-6941-0351 内線 4853）

幼稚園振興グループ

犬伏、菅（06-6941-0351 内線 4816）

専各振興グループ

山本、岸良（06-6941-0351 内線 4862）